

# 平成 21 年度決算に基づく 芦別市健全化判断比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 21 年度決算に基づく芦別市健全化判断比率を次のとおり公表します。

（単位：％）

| 比率区分<br>算出区分 | 実 質<br>赤字比率      | 連 結 実 質<br>赤字比率  | 実質公債費<br>比 率   | 将 来 負 担<br>比 率   |
|--------------|------------------|------------------|----------------|------------------|
| 公 表 数 値      | —                | —                | 12.9<br>(15.1) | 193.0<br>(217.8) |
| 早期健全化基準      | 14.20<br>(14.27) | 19.20<br>(19.27) | 25.0<br>(25.0) | 350.0<br>(350.0) |
| 財政再生基準       | 20.00<br>(20.00) | 40.00<br>(40.00) | 35.0<br>(35.0) | /                |

※ 実質赤字比率または連結実質赤字比率がない場合は「—」と記載しています。

（ ）の数値については、平成 20 年度決算に基づく数値です。

## ●健全化判断比率とは？

平成 19 年 6 月 22 日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政の健全化の状況は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率という 4 つの指標によって判断されることになりました。これらをあわせて健全化判断比率と呼びます。

4 つの指標のいずれか 1 つでも「早期健全化基準」を超えた場合は、「財政健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

また、将来負担比率を除く 3 指標のいずれか 1 つでも「財政再生基準」を超えた場合には、「財政再生計画」を定め、総務大臣に報告し、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。

## 1 実質赤字比率

### ●実質赤字比率とは？

市税や地方交付税等を主な財源として、福祉、教育、まちづくりなどの地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計等（一般会計等に属する特別会計を含む。）において、実質的な赤字額が発生した場合の標準財政規模（市税、普通交付税、地方譲与税等の合計額）に対する比率で、次の算式により求められます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### ●実質赤字比率の状況

平成21年度決算に基づく芦別市の一般会計等の実質赤字比率は、実質的な赤字額が発生しておらず、標準財政規模65億7,946万7千円に対して黒字額が2億3,574万6千円であることから、比率は黒字の3.58%になりました。【表1】（平成20年度決算に基づく実質赤字比率は、実質的な赤字額が発生しておらず、比率は黒字の0.28%でした。）

## 2 連結実質赤字比率

### ●連結実質赤字とは？

地方公共団体の会計は、一般会計等と、料金収入等の特定の収入を主な財源として、特定の事業（行政サービス）を行う公営事業会計など複数の会計に分かれています。

連結実質赤字比率は、これら全ての会計の赤字額や黒字額を合算し、実質的な赤字額（又は資金不足額）が発生した場合の標準財政規模に対する比率で、次の算式により求められます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### ●連結実質赤字の状況

平成21年度における芦別市全体の連結実質赤字比率は、実質的な赤字額が発生しておらず、標準財政規模65億7,946万7千円に対して黒字額が11億6,981万5千円であることから、比率は黒字の17.77%となりました。【表1】

（平成20年度決算に基づく連結実質赤字比率は、実質的な赤字額が発生しておらず、比率は黒字の15.58%でした。）

**表 1**

**平成 21 年度決算における収支の状況等**

| 会計名           | 実質収支           | 会計名          | 実質収支        |
|---------------|----------------|--------------|-------------|
| 一般会計          | 2億3,524万8千円    | 国民健康保険特別会計   | 1億5,104万3千円 |
| 奨学資金特別会計      | 49万8千円         | 介護保険事業特別会計   | 4,214万2千円   |
| ①小計（一般会計等）    | 2億3,574万6千円    | 後期高齢者医療特別会計  | 12万6千円      |
| <b>実質赤字比率</b> | <b>△ 3.58%</b> | 老人保健特別会計     | 52万6千円      |
|               |                | 介護サービス事業特別会計 | 1,178万1千円   |
|               |                | ②小計          | 2億561万8千円   |

| 会計名        | 資金不足・剰余金    | 会計名             | 資金不足・剰余金 |
|------------|-------------|-----------------|----------|
| 水道事業会計     | 4億1,420万8千円 | 新城町簡易水道事業特別会計   | 30万4千円   |
| 市立芦別病院事業会計 | 3億1,229万6千円 | 西芦別地区簡易水道事業特別会計 | 164万3千円  |
| ③小計（法適用企業） | 7億2,650万4千円 | 下水道事業特別会計       | 0        |
|            |             | ④小計（法非適用企業）     | 194万7千円  |

|               |              |                 |                 |
|---------------|--------------|-----------------|-----------------|
| ①+②+③+④<br>合計 | 11億6,981万5千円 | <b>連結実質赤字比率</b> | <b>△ 17.77%</b> |
| 標準財政規模        | 65億7,946万7千円 |                 |                 |

### 3 実質公債費比率

#### ●実質公債費比率とは？

地方公共団体が政府や市中銀行から長期間で借り入れている借金を「地方債」といいますが、この元金及び利子の支払いを「公債費」といいます。

一般会計の公債費のほかに、公債費に準じるものとして、一般会計から公営企業会計等の会計の公債費に充てるために繰り出す経費等があります。

また、本市は近隣市町とともに中空知衛生施設組合を設置し、生ごみ処理施設を運営していますが、この建設に係る地方債のうち、本市が負担しなければならない経費もあります。

実質公債費比率は、これら一般会計の公債費に、公債費に準じるとされる経費を加算して算出した実質的な公債費の標準財政規模に対する比率で、次の算式による過去3年間の平均値で求められます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

## ●実質公債費比率の状況

平成21年度決算に基づく芦別市の実質公債費比率は、12.9%となりました。

この主な要因は、平成19年度から平成21年度にかけて、高金利で借り入れている地方債の繰上償還の実施、起債償還と起債抑制による起債残高の減少【表2・3】など後年度の負担軽減を図ったことによるほか、都市計画税が特定財源として認められるなど、算定方式が変更になったことによるものです。

(平成20年度決算に基づく実質公債費比率は、15.1%でした。)

### 地方債の発行に伴う条件

平成18年度決算に基づく芦別市の実質公債費比率は19.1%でした。

この数値は、地方債を発行する際に知事の許可を受けなければならない団体（許可団体）となる基準である18%を上回っており、芦別市は許可団体となっていました。

しかし、平成19年度決算に基づく芦別市の実質公債費比率が、17.1%と改善されたことにより、平成20年度からは、知事と協議することで地方債を発行することができる団体（同意団体）へと移行されています。

表 2

### 公債費の支出状況

|        | 公債費に充てた一般財源  | 公営企業の地方債償還に充てたと認められる一般会計からの繰入金 | 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金（中空知衛生施設組合） | 公債費に準ずる債務負担にかかるもの（ごみ収集車購入、国営土地改良事業負担金、利子補給金） |
|--------|--------------|--------------------------------|---|--|
| 平成18年度 | 14億2,838万8千円 | 6億6,063万1千円                    | 2,087万4千円                                     | 2,036万4千円                                    |
| 平成19年度 | 12億5,291万3千円 | 6億8,368万4千円                    | 2,190万1千円                                     | 2,027万5千円                                    |
| 平成20年度 | 10億8,923万8千円 | 5億8,344万5千円                    | 2,190万1千円                                     | 2,016万3千円                                    |
| 平成21年度 | 11億4,581万6千円 | 5億 358万8千円                     | 2,190万1千円                                     | 2,005万5千円                                    |

表 3

### 年度ごとの実質公債費比率の推移

(単位：%)

| 年 度    | 単年度の比率 | 3カ年平均の比率 |
|--------|--------|----------|
| 平成18年度 | 18.1   | —        |
| 平成19年度 | 15.3   | 17.1     |
| 平成20年度 | 11.9   | 15.1     |
| 平成21年度 | 11.7   | 12.9     |

## 4 将来負担比率

### ●将来負担比率とは？

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計の地方債残高のほか、借金ではないものの契約等により将来の支払いを約束したもの（債務負担行為）、職員の退職手当、公営企業会計等他の会計の地方債残高のうち一般会計が負担すべきと見込まれるもの、また、近隣市町との組合における地方債残高のうちその団体が負担すべきと見込まれるものなどがあります。

将来負担比率は、こうした将来見込まれる全ての負担を含めた、現時点で想定される将来の負担額の標準財政規模に対する比率で、次の算式により求められます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{※将来負担額－充当可能基金額－特定財源見込額} \\ \text{－地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array}}{\text{標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

### ●将来負担額の状況

平成21年度決算に基づく芦別市の将来負担比率は、193.0%となりました。

将来負担額は、235億7,667万円【表4】、充当可能財源は128億8,726万2千円【表5】です。

表 4

## 将来負担額の内訳

(単位：千円)

| 区 分  | 将来負担額      | 前年度比較増減  |
|--|------------|----------|
| ① 地方債の平成21年度末残高<br>(市の借金の残高)   | 10,444,305 | △297,506 |
| ② 債務負担行為(契約等により将来の支払いを約束した<br>もの)に基づく平成22年度以降支出予定額<br>※芦別市北部地区国営土地改良事業負担金や(株)星<br>の降る里芦別の債務弁済協定調停に基づく償還<br>金など | 2,891,514  | △144,346 |
| ③ 一般会計以外の会計(水道事業、市立芦別病院<br>事業、下水道事業など)の借金返済に充てる一般<br>会計等からの平成22年度以降負担見込額                                       | 6,628,342  | △86,949  |
| ④ 本市が加入している中空知衛生施設組合の借金<br>返済に充てる一般会計等の平成22年度以降負担<br>見込額   | 168,298    | △20,473  |
| ⑤ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の平成<br>22年度以降負担見込額  | 3,444,211  | 151,317  |
| ⑥ 設立法人の負債額等の平成22年度以降負担見<br>込額  | —          | —        |
| ⑦ 連結実質赤字額  | —          | —        |
| ⑧ 組合等の連結実質赤字額の負担見込額  | —          | —        |

表 5

## 充当可能財源の内訳

(単位：千円)

| 区 分                                 | 将来負担額     | 前年度比較増減  |
|-------------------------------------|-----------|----------|
| ① 平成21年度充当可能基金                      | 1,365,231 | 22,107   |
| ② 平成21年度充当可能特定財源(公営住宅賃借<br>料、都市計画税) | 2,785,388 | 53,283   |
| ③ 平成21年度基準財政需要額算入見込額                | 8,736,643 | △326,809 |